

| | | |
|------------------|------------------------------------|--|
| 被 処 分 者 | 認 定 証 番 号 | 岩手県公安委員会 第 373 号 |
| | 自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号 | 運転代行韋駄天 |
| | 主たる営業所が所在する市町村 | 盛岡市 |
| 処 分 年 月 日 | | 令和 7 年 9 月 30 日 |
| 処 分 内 容 | | 指示処分 |
| 処 分 理 由 | | 令和 7 年 9 月 1 日から同月 2 日までの間、自動車運 転代行業の業務の適正化に関する法律第 12 条に規 定する代行運転自動車の運行により生じた利用者 その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償する ための措置を講じていなかったこと。 |
| 根 拠 法 令 | | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第 22 条第 2 項 |
| 処分を行った都道府県 | | 岩手県 |